

SUWA MATERNITY CLINIC

112-13, YAGI, SHIMOSUWA-MACHI,
SUWA-GUN, NAGANO, JAPAN

YAHIRO NETSU
OBSTETRICIAN & GYNECOLOGIST

TEL : 0266 (28) 6100

平成 20 年 10 月 24 日

社団法人日本産科婦人科学会
理事長 吉村 泰典殿
倫理委員会委員長 星合 昊殿

医療法人 登誠会
諏訪マタニティークリニック
根津 八紘



日本受精着床学会学術講演会における私の発表に関するお問い合わせに対して

お問い合わせ頂いた通り、私は代理出産に関することを「実母による代理出産」のタイトルにて発表致しました。

学会は、会の取り決めに沿った研究発表だけでなく、新しい研究に関しても発表、それに関してディスカッションする場でもあろうかと存じます。代理出産に関する世界の論文を見れば、様々な問題を含みつつも真剣に論議されている現状にあります。しかし、日本においては、産婦人科医のほとんどが属する日本産科婦人科学会にて禁止の会告が出されているため、学問的な論議すらされていない現状下にあります。

非配偶者間体外受精や代理出産に関しては、一学会として結論を出せるものではないとし、一度国に下駄を預けられたと聞いております。ならば日本産科婦人科学会の中においては、これらのことを学問的に論議し、会告も定期的に見直し、検討すべきではないでしょうか。

新聞報道によりますと、私の事実確認の後、再度会告違反者として私を処分、場合によっては除名なさるとのこと。私も患者さんの為のより良い医学を志して生きてきた者として、私の属する日本産科婦人科学会にて私が施行してきた代理出産の全容を発表させて頂き、願わくば私を含めた会員のディスカッションの場を頂きたく存じます。その結果、私の医療行為が会員として相応しくない、という総意が得られたならば、残念ながら処分されることも吝かではありません。何卒御配慮の程宜しくお願い致します。